

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				18	10	4	7	9	5	11	1	1	4	10
香川県	高松市	学校教育課 学務係	087-839-2616	○	○	○	○	○	○					http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/2936.html
香川県	丸亀市	教育総務課	0877-24-8820	○			○	○	○					http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/198/
香川県	坂出市	学校教育課	0877-44-5024	○			○		○			○		http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/syoutyu-syugakuenjiyo.html
香川県	善通寺市	教育総務課	0877-63-6326				○		○					
香川県	観音寺市	教育委員会事務局 学校教育課	0875-54-5710	○	○		○	○						http://www.city.kanonji.kagawa.jp/info/k11/050921-5.html
香川県	さぬき市	教育委員会事務局 学校教育課	0879-42-3106	○		○				○			○	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/education/school/help
香川県	東かがわ市	教育委員会事務局 学校教育課	0879-26-1237	○										https://www.higashikagawa.jp/faq/education.html
香川県	三豊市	教育委員会事務局 学校教育課	0875-62-1139	○		○	○							http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=4292
香川県	土庄町	教育総務課	0879-62-7012			○				○				
香川県	小豆島町	教育委員会事務局 学校教育課	0879-82-7014		○		○	○	○	○				
香川県	三木町	教育総務課	087-891-3313	○									○	http://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=1070
香川県	直島町	教育委員会	087-892-2882							○				
香川県	宇多津町	教育委員会 学校教育課	0877-49-8007	○			○	○	○					http://town.utazu.kagawa.jp/child/gakko/
香川県	綾川町	教育委員会 学校教育課	087-876-1180									○		
香川県	琴平町	生涯教育課	0877-75-6715				○			○				
香川県	多度津町	教育委員会事務局 教育課	0877-33-0700	○		○								http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/11876
香川県	まんのう町	学校教育課	0877-73-0108			○			○					
香川県	三豊市観音寺市学校組合	教育総務課	0875-62-1110			○							○	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			予(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類	基準額の時期
	該当団体数	18	18	16	17	15	18	7	7	8	10	4	4	5	5	6	1	0	0	0	8						
香川県	高松市	○	○	○		○									○						1.3	課税所得	当該年度	【本人等での収入、支出等、予3、予4の欄参照】	今年に入り経済状況が悪化した等、特別な事情でお困りの方	15%未満	
香川県	丸亀市	○	○	○		○									○						1.3	課税所得	前年度	300		15%未満	
香川県	坂出市	○	○	○		○	○	○																	注：生活保護法に基づく生活保護の認定基準が、2014年度から特別支援教育就学援助事業の認定基準に準拠する認定基準(平成26年度)に変更されたことにより、認定基準が変更されたことによる影響がある。その他の欄に該当する場合は、認定基準に準拠しない。	20%未満	
香川県	善通寺市	○	○	○		○								○													15%未満
香川県	観音寺市	○	○	○		○			○	○										○					特別支援教育就学援助事業の基準額に一定の係数(1.3)を掛けたもの	20%未満	
香川県	さぬき市	○	○	○		○			○	○					○						1.3	課税所得	その他	300		10%未満	
香川県	東かがわ市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					その他家かがわ市教育委員会が特に認定が必要と認めた者	10%未満	
香川県	三豊市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					【特別支援教育就学援助事業に準拠する認定基準(平成26年度)に変更されたことにより、認定基準が変更されたことによる影響がある。その他の欄に該当する場合は、認定基準に準拠しない。】特別支援教育就学援助事業の認定基準に準拠しない。	15%未満	
香川県	土庄町	○	○	○		○	○	○	○	○					○						1	課税所得	前年度	280		10%未満	
香川県	小豆島町	○	○	○		○																					15%未満
香川県	三木町	○	○	○		○														○		1.3	課税所得	前年度	301		15%未満
香川県	直島町	○	○	○		○		○																		特別支援教育就学援助事業に準拠する認定基準(平成26年度)に変更されたことにより、認定基準が変更されたことによる影響がある。その他の欄に該当する場合は、認定基準に準拠しない。	5%未満
香川県	宇多津町	○	○	○		○	○	○	○	○					○										特別支援教育就学援助事業に準拠する認定基準(平成26年度)に変更されたことにより、認定基準が変更されたことによる影響がある。その他の欄に該当する場合は、認定基準に準拠しない。	20%未満	
香川県	綾川町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	289		10%未満
香川県	琴平町	○	○	○		○																					15%未満
香川県	多度津町	○	○	○		○									○							1.3	課税所得	前々年度	394		15%未満
香川県	まんのう町	○	○	○		○														○						民生児童委員の所見により	10%未満
香川県	三豊市観音寺市学校組合	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						【特別支援教育就学援助事業に準拠する認定基準(平成26年度)に変更されたことにより、認定基準が変更されたことによる影響がある。その他の欄に該当する場合は、認定基準に準拠しない。】特別支援教育就学援助事業の認定基準に準拠しない。	15%未満

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																																	
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか							問A-2							問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他													
	該当団体数	1	0	5	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
香川県	高松市			○																															
香川県	丸亀市			○																															
香川県	坂出市																																		
香川県	善通寺市																																		
香川県	観音寺市																																		
香川県	さぬき市			○																															
香川県	東かがわ市																																		
香川県	三豊市																																		
香川県	土庄町	○					○					○																							
香川県	小豆島町																																		
香川県	三木町																																		
香川県	直島町																																		
香川県	宇多津町																																		
香川県	綾川町			○																															
香川県	琴平町																																		
香川県	多度津町			○																															
香川県	まんのう町																																		
香川県	三豊市観音寺市学校組合																																		

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援		ケ. その他		
	該当団体数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
香川県	高松市																								
香川県	丸亀市																								
香川県	坂出市																								平成25年6月に実施された生活保護基準の見直しに伴い、未制度への影響が及ばないよう、この見直し前の基準日である平成24年12月末日現在の生活保護基準を適用するため、改正したものです。
香川県	善通寺市																								
香川県	観音寺市																								
香川県	さぬき市																								
香川県	東かがわ市																								
香川県	三豊市																								
香川県	土庄町																								
香川県	小豆島町																								
香川県	三木町			○																					
香川県	直島町																								
香川県	宇多津町																								
香川県	綾川町																								
香川県	琴平町																								
香川県	多度津町																								
香川県	まんのう町																								
香川県	三豊市観音寺市学校組合																								